1	会議名	第2回富士見市産業振興審議会
2	開催日時	平成26年2月18日(火) 午後1時30分から午後3時30分
3	出席者名	猪瀬典夫会長、新井幸雄副会長、浅見隆広委員、石川清委員、上野武男委員、江原吉信委員、小川誠委員、関知枝委員、田中正仲委員、寺沢靖委員、羽石隆委員、星野光弘委員、柳田政男委員、横田昌則委員
4	傍聴者	0名
5	次第	1 開会
		2 会長あいさつ
		3 審議事項
		①(仮称)富士見市産業振興条例について
		②その他
		4 閉会
		T MA
	<b>港市</b> 中安	
6	議事内容	
		3 審議事項
		① (仮称) 富士見市産業振興条例及び富士見市第2次商業活性化ビジョンについて
		配布資料に基づき、事務局から富士見市の産業構造について概要を説明。その後、(仮称)富士見市産業振興条例について、条例制定の目的及び条例内容について説明。
		※富士見市産業振興審議会設置条例の規程により、会長が議長となり議事を進 行する。
		質疑・意見等
	委員	・基本理念の中に、大規模小売店舗と地元商店会がお互いに経済発展するような具体的な構想を盛り込んだ方がよい。
	議長	・「大規模小売店舗」の定義づけが必要である。既存の条例である「富士見市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」内の定義を踏襲するのか。既存条例との比較においては、地元商店会との連携などの面で大型店の役割についてもう少し深堀してもよいと思う。
	委員	・成功している商店街においては、周囲の大型店舗を利用しながら発展している ケースがある。市内には優秀な商店会が点在しているが、連携が取れておらず活 かせていないと感じる。大型店も含めてうまく連携していけないのか。
	事務局	・他市の事例では、市川市と船橋市の条例で基本理念の中に商店会と大規模小売店舗の共存共栄による活性化を盛り込んでいる。また、農業分野についても、農地の保全や有効活用、優良な農地の確保、安心安全な農作物の供給の奨励等がある。
	委員	・大規模小売店舗の役割について、事務局では何か具体的に検討しているのか?

事務局	・「富士見市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」と「(仮称) 富士見市産業振興条例」の内容が並列してしまう可能性があるため、市の基本的な施策を定めるにあたって二つの条例を整理する必要がある。
委員	・大規模小売店舗については既に条例が存在しているため、大型店はそれを順守するのが前提である。よって、産業振興条例においては、産業界の要望を考慮し、既存条例に盛り込めてない要素を新条例の中で検討していくというやり方でよいのではないか。
事務局	・既存条例に明記されている犯罪の予防等の要素は新条例には含まれていないため、こういった内容も入れるべきかについて整理が必要かと考える。
事務局	・既存の条例を活かしながら新しい条例を作っていくというのは一つの考え方としてある。また、新しい条例ですべて網羅し、既存条例は廃止するという考え方もある。どちらがよいか議論していただきたい。
議長	・条例のイメージとして、市が産業振興を図るためには、人の交流の促進や情報の発信、地産地消の推進、企業立地への支援、雇用及び就労支援などが挙げられるが、どれも事業者・経済団体・市民の協力が不可欠である。これらを各種施策で具体化するためには、財政的な裏付けとして産業振興基金を創設し、支援体制を整える必要がある。
委員	・まず1点目として、条例において中小企業支援や農業・商業・工業または新産業の振興などを具体的に述べていただくことはできないか。次に2点目だが、基金を創設するという案については商業者の立場として評価できる。最後3点目だが、市の責務として市が商業活性化ビジョンのような全般的な計画を作り、それを支える財政的な裏付けを行うという条文も欲しい。
事務局	・市では商店会の街路灯のLED化を進めているが、その中で一番の課題は補助金が精算払いということである。商店会に一時的だが大きな負担が生じるため、財政的負担を軽減するための措置として、秩父市や新宿区の例などを参考に検討する必要はあると考える。市の責務については、基本理念が条例の全体の構造を示し、それに基づいて定めている。委員ご指摘の内容を具体的に規定するためには、基本理念の考え方についても整理する必要がある。
議長	・条例の基本理念にて、市が産業振興を図るための大きな目標像を提示する。その後市の責務で計画・立案し、推進するための財政的裏付けを行う。そのためには、産業界が対応すべき課題を具体的に明示する必要がある。基本理念の考え方は、産業界が創意工夫や自主努力しながら産業の発展に寄与するよう頑張ることが第一であると考える。
議長	・二つ目は、これまでは各産業が独立して産業振興を話し合っていたが、この審議会のように今回は一つのテーブルで議論されている。それぞれの強みや魅力を活かして連携しながら市の産業界全体の振興を図る取り組みが必要である。
議長	・三つ目は、現況の統計資料において、近隣市町と比べて事業所が少ないため、増やす取り組みが必要である。農業資源等を含めて付加価値を付けながら産業力を向上させることを明文化する。具体的には、市の責務で部門別の施策をうたってはどうか。人の交流の促進は産業観光の振興につながり、他には農商工や産学連携、ビジネス機会を増やすために6次産業化を支援すれば、地産地消にもつながってくると思う。
議長	・どういった産業振興を図るのかというビジョンが決まっていれば、そのビジョンを基本理念として反映させ、市がその基本理念を実現させるためにどういった 具体的な支援をしていくのかを市の責務に書けばよい。
委員	・商業については活性化ビジョンがあるが、農業・工業はない。産業界全体がビジョンを共有し、方向を定めることが重要である。働く場所が少ないため、条例に土地利用や企業立地も取り入れるべきではないか。
議長	・基本理念と部門別のビジョンをどういう風に条例の中に組み立てるかによって、条例の項目建てにも影響する。

事務局	・他市の事例では、基本理念で農商工の考え方を示し、市の役割で具体的に何をするかを記載している例もある。市川市は、商業については商店会と大規模小売店舗の共存共栄を図り、市の役割として商店会の活性化につながる施策を規定している。
委員	・既存条例は活かして新条例で補完するやり方はわかりにくくなる恐れがあるため、一本化したほうがよいのではないか。市民が見て分かり易い形がよいと思う。
議長	・産業振興基金は県内でも画期的であり、産業振興のために活用できるのであれば、条例の考え方に基づいて経済団体等が事業を実施する場合は基金から支援するという形になればよい。
事務局	・基金があれば産業振興の幅は広がる。逆にいえば、財政的裏付けがなければイメージのみで現実味がなくなる。可否については別のところで議論しなければならないが、審議会で議論・答申してもらい、それを受けて市の方で判断することになる。
委員	・西みずほ台商店会では国と市の補助を受けて街路灯のLED化と塗装工事を行った。費用は4千万強だが、現行の制度だと事業完了後に補助金が交付されるため、その間は商店会で負担しなければならない。銀行は任意団体には貸付しないため、商店会長が個人で借入し、それを商店会に貸し出す形をとった。2-3カ月ほどは個人として借入する形になるので、書類の用意や保証人の問題など煩雑な手間が生じる。
委員	・農業においても、土地改良区や水利組合の工事などで同様の問題がある。仮に 基金を活用できれば、農業者の負担を軽減でき、その分の費用を他の事業にまわ すことでより一層の活性化が図れるのではないか。
議長	・既存の大型店に関する条例と、(仮称)産業振興条例は一つにまとめた方が分かり易いという意見があったが、委員の皆さんの意見はどうか。
委員	・既存の条例において、大規模小売店舗に商工会加入の推奨をうたっているが効果はあったのか。実例があれば教えて欲しい。
事務局	・あくまで協力をお願いする内容になっているため、条例の理念を説明して加入 を依頼している。開店時間等で条例の順守を依頼しているケースはあるが、順守 については設置者の判断になっている。
委員	・今度の条例でも引き続きお願いすることになるのか?
事務局	・条例の順守については、自由な経済活動の中で義務化していくのは難しいと感じるが、最低限順守をしてもらうようお願いしていくつもりである。また、他の自治体でも同様の条例が出てきており、先進的な内容等があれば条例に盛り込む考えはある。
議長	・既存の大型店条例において社会貢献をうたっているが、地域で生活する人に とっては共通の事項である。新しい条例にも書いてもらって、地域に出店する以 上は地域の経済団体等ときっちり連携して事業を行うべきだと思う。また、社会 貢献などはだれにでもあてはまる事項であるため、商店会、商工会についても同 様にお願いしていくべきである。大型店のみに限って行うのはふさわしくない。
委員	・農業分野では、大型店の開店によって数万人単位の集客が期待できるが、農業体験や地元農産物の購入など新たなビジネスチャンスが生まれる。そういったものを念頭においた産業振興条例にした方が発展的である。
委員	・商店会の役割が昔と変わってきている。現在の商店会は、新たな商業環境に順応しなければならない。地域のお年寄りの見守り、高齢者向けの訪問サービスなど、小さな社会貢献を率先してやらないと生き残れない状況になってきている。
委員	・県でも大型店の商工会加入の義務化については難しいとの見解であった。また、市では平成17-18年ごろに独自に大型店に関する条例を制定した経緯がある。しかしながら、今の時代では、大型店・商工会・商店会が一緒に地域貢献をしていこうという流れになっている。産業振興条例においては、社会貢献という表現を使用して大型店も協力しやすい条例にした方がよい。

議長	・条例の作り方として、既存の大型店条例と産業振興条例を1本にまとめて組み立てる案はどうか。
委員	・異議なしの声あり
議長	・それでは、審議会として条例を1本化した形で提案する。かつての条例では、大型店は単に商売するためだけでなく、地域の中で社会貢献を求めることをお願いしていたが、新しい条例では産業界全体として社会貢献を念頭におくことにする。富士見市の産業界は農商工全産業が社会貢献をしながら産業の育成・貢献に努める考え方が根底にあり、その中で市・経済団体・事業者の役割を規定していく。
委員	・大型店の定義を審議したい。
議長	・産業界全体を包括するような条例の場合、大型店というくくりが似つかわしくない。よって、事業者の定義の中に、農業・商業・工業の他に大型店も含めてしまい、規模の大小に関係なく地域の経済団体に加入して、一緒に地域の活性化や産業振興、まちづくりを担うという形で明文化するのはどうか。
議長	・これから富士見市を取り巻く人の流れが変わると、新しいビジネスを始めたいという人も増えてくると思う。また、富士見市は首都圏から近くマーケットも良いので、R&Dの会社などが進出してくることも考えられる。新しく立地する工業の方々と農商工連携や6次産業化などを展開していければよい。
委員	・農商工連携は、ソフト事業がメインで交流を行っている。具体的には富士見マーケットがあるが、場所の確保などの問題がある。例えば、イベント等を公共施設内で行いやすくなるよう、行政が優先的に場所を確保することや、今後の公共施設の設計に反映させていくなどの表現が条例の中にあるとありがたい。実際に事業を行う際にネックとなるのは場所の問題が大きい。電気、トイレ、水道、雨よけなどがあればずっとやりやすくなる。行政として農商工が連携しやすくなるような環境づくりをしてもらいたい。
議長	・例えば公園の改修など複数の部署が担当しているが、産業振興に寄与するような施策の連携や調整などを行政内部で行うというのを市の責務に入れるのはどうか。
事務局	・産業振興審議会で出された意見を基に、市の実施計画に組み込んでいくという やり方はある。具体的には、商業分野については商業活性化ビジョンがあるが、 策定の過程で審議会だけでなく庁内に検討委員会を設置して議論を行う予定であ る。
委員	・先日商店会連合会において、賑わいづくり実行委員会のプレゼンが行われたが、その事業の中で協議会の設置を依頼した。市の執行部、市内団体代表に大型商業施設を加え、恒常的に産業振興を議論できる場が欲しい。また、それとは別に実務者レベルで集まって議論できる組織も欲しい。市のシティセールスが出来るようタッグを組みたい。
議長	・相模原市ではまちづくり協議会ではなく、シティセールスチームを作った。商店会や大型店、企業など全員で合意が出来たチームとして活動している。例えば、鉄道会社やホテル、百貨店、文化ホールを運営している文化振興財団等が参加している。今回の産業振興条例でも、単に大型店対策ではなく、産業界が一丸となって富士見市の経済振興や魅力アップを図っていく条例であるべきである。協議会組織について議論が進めば条例の中に入れてもいいし、後で追加してもよいと思う。
委員	・条例は理念や方針を文章としてまとめるものだと理解している。産業振興施策 の具体的な内容を条例に組み入れるのか、それとも理念条例を制定した後に別の 場所で話し合うのか。

議長	・条例は富士見市の法律文書になるので、細かい文章や表現は使いづらい。ただし、条例が出来た後に協議会や基金が設立されて取り組みが具体化していく。市役所のいろいろな部署が事業を考える際に、産業界の意見を取り入れてもらえるような仕組み作りが重要である。各部署が相互調整・連携しながら産業振興を支援してもらう。条例が出来て、応援してもらえるなら頑張ろうという商店街が出てくると思う。条例で議論された理念が実現できるよう行政にはバックアップしてもらいたい。
事務局	・条例の基本理念の考え方は、市の総合計画の方向性を考慮しながら、審議会での議論の結果を反映させていきたいと考える。また、産業振興条例の中で、大型店を含む産業界全体が一体となって地域貢献を図っていく内容を記載し、産業振興を推進するための協力体制などを明記していく。こういったものが大きな柱になり、併せて委員のご意見を加味し、事務局として新たな案を提出します。
議長	・事務局は次回の会議までに条例の条文案をお願いします。
事務局	・今回の議論の内容を分かり易く整理し、次回条例案として提出します。
	②その他 連絡事項等 事務局から今後の審議会の流れを説明。また、次回開催は3月中旬から下旬を 目途に調整し、改めて開催通知を送付すると説明。また、今回事前資料の配布が 遅れたことをお詫びし、次回の事前資料についてはなるべく早めに配布すること を伝える。  まちづくり推進部長